家庭・出生問題総合調査研究

「家庭機能に関する研究: 家庭養育機能および家庭に対する社会的・公的支援に関する研究」

家庭機能にかかわる経済的支援の展望

調査研究企画部 網野武博

要約:

子育てにかかわる経済的負担が重いために出産が見送られること、子どもの有無によって経済力に格差が見られること等により、子育てに対する社会的な経済支援の充実が必要であるという指摘が多く見られるようになってきた。

本稿では、このような意味での経済支援のあり方を探るために、(1)子育てのどの時期にどの程度の経済的負担がかかっているのか、(2)その経済的負担をまかなうためにどのような手段が子育て家庭によって採られているのか、(3)諸外国の経済的支援はどのような内容であるのかという点から現状把握をまず行った。

その結果、①子育て費用を確保するために他の必要費用を削る傾向がみられること、②特に負担感の大きい教育費においては出産直後から教育費確保のための貯蓄が行われ始めていること、③主要国においては所得の多寡を問わずに手当が義務教育修了時まで支給されていること等を指摘した。

その上で、今後の経済的支援の方向として、④家庭福祉保険制度に関する構想を提案するとともに、⑤公的制度と私的制度の連携についての検討を行った。また、⑥経済支援の受け手が親であることによる子どもの自立という発達課題への影響についても若干の指摘を行った。

見出し語:子育て費用、児童手当、家庭福祉保険、家庭支援

Prospect of Economical Support and Assistance in Reference to the Child Care Function in Family

Takehiro AMINO, Yukio SHINBO

Because of heavy burden to bringing up children in economic perspective, child birthes are tend to be shelved by young couples. And disparity of family finances between family with kids and no-kids is serious. In this study, we researched into the actual circumustances about the expense of bringing up children through some investigations, and statistical data concerned. As a consequence, we pointed out that 1) to cover expenses for children, each parents tend to cut down other indispensables; 2) especially, education funds have been saved up by parents since just after child birth; 3) in European industrial countries, some child allowances are provided by public sector until finishing the compulsory education to cover expenses for naturing children regardless of each incomes. After that, 4) we proposed a system of public insurance for family welfare; 5) examined cooperation between public sector and profit sector; 6) pointed out about the effect on the developmental task of independence of each child of the system through which the receivers of all economic benefits are not children but their parents.

Key Words:

expense of bringing up children, child allowance, public insurance of family welfare, family support

網野他: (4) 家庭機能にかかわる経済的支援の展望

I 研究の目的と方法

子育てを社会的に支援するための一方策としての経済 的支援のあり方を探るために、本稿では子育てのどの時 期にどのような経済的負担がかかっているのかについて、 国内外の文献、調査研究資料、関係者に対する意見聴取 を通じて考察し、分析を加えた。

特に、①子育て期における親の経済的負担を子育て以外の費用との関連でとらえること、②教育費の確保を中心とする子育て費用をめぐる時間的な負担分配という視点から把握すること、③諸外国の動向との関連で把握すること、④経済的問題と子どもの自立という精神的課題との関連を考慮することを重視した。

その上で、家庭福祉保険制度に関する構想を提案した。

Ⅱ 子育ての経済的負担と社会保障

1 子育てをめぐるトレードオフ

結婚及び出産、育児を抑制する背景として、これらの 機能には少なからずの経済的負担が伴うことが挙げられ る。また、家庭機能の安定化の与件として、母親が就労 し所得を得る必要性とニードは高く、子育てと仕事の両 立への配慮はこの面からも重視される。

近年、子どもの結婚に関する費用を親又は祖父母等が 代理して負担する傾向が益々強まっていることが指摘さ れることがある。しかし、その実情は必ずしも明確にさ れていないし、今日においても、むしろ結婚費用に関す る問題は独身者の重荷となっている。

厚生省人口問題研究所『第9次出産力調査報告(1989年)』1¹¹によれば、結婚への障害となる内容で独身青年が男女とも高い割合で回答しているものが、「結婚資金(挙式や新生活の準備のための費用)」である。このうち、結婚にかかわる費用について見てみると、BICブライダル『1991年版BB白書』²¹によれば、1990年では、結婚にかかわる費用の実質支払総額は811万9000円で、前年の754万5000円より7.6%増加していると報告されている。

新しい家庭で、特に核家族の場合には、住居、生活用品等の出費がかさむ。さらに出産に要する費用は、わが国のように約8日間の入院、分娩、新生児ケアが標準となっている場合には、今日概ね20万円乃至80万円程度の出費を用意しなくてはならない。政府管掌健康保険、組合管掌健康保険に加入している場合には、出産手当金、分娩費更に育児手当金が法に基づいて給付される他、組合管掌健康保険では任意に付加給付が加算される。また

国民健康保険の場合でも、制度上助産費、育児手当金を 任意給付することができるとされている。

従って、分娩が疾病とされていなくとも、出産にかかわる経済的支援を受ける家庭は多い。しかし、他の福祉 先進国のようにすべての国民を対象とする出産手当・給付制度がなく、今後制度上の整合性を含め、検討する余地がある。

出産とその後の養育費、教育費の負担の重さが増している実情に関する調査結果は非常に多い。児童の養育にかかわる費用について、民間企業が調査した結果の例を示すと、【表1】の通りである。乳幼児期から高等学校期における教育・養育上の経費負担の内容が理解できる。

しかもこの時期、同時に親世代は他の課題に対しても 経済的な蓄えを行っていかなくてはならない。たとえば、 下夷は、将来大きな資金を要するライフイベントとして、 子どもの教育、住宅取得、老後の生活の3つが挙げられ るとし、本来資産形成期と言える子育で期に、教育費や 家賃・住宅ローン等の著しい負担が、準備すべき住宅資金や教育資金の形成に影響を及ぼすのみならず、家計に 直接的打撃を与えていると指摘している³⁷。具体的には、 子どもの教育費の確保、退職後の生活費、住宅取得資金、 緊急時の経費(長期療養・生計中心者の死亡等)、親自 身の教養費、娯楽費などがその例として挙げられる。これらの課題は親自身の生活を守り、向上させていくため にどれもが避けて通れない課題である。

このため、子育てを行うことと並行してこれらの課題に対しても親は対応していかなくてはならない。したがって、住宅取得資金の額をより多く見積もるのであれば、他の支出を切り詰めなくてはならないし、教育費がたくさんかかれば老後の生活費確保の点が不充分になるといったトレードオフ関係47が成立しやすい。

住宅取得資金の必要額が上昇していること、老後に必要な資金を公的年金にのみ依存出来ない状况等を考えると、子育て期における経済支出のトレードオフの結果、何らかの形で子育で費用を削ろうという判断を親が行う可能性を否定出来ない。この傾向に、一人一人の子どもに対してより充分な教育を受けさせようという最近の親の希望50をつけ加えると、子どもの数を減らすという方法をそれぞれの親が採用しやすい状況にあると考えられる。つまり教育費の増加は、経済支出のトレードオフ関係を通じて住宅取得資金や老後生活費確保等に影響を与えていると同時に、理想の子ども数と現実の子ども数とのギャップを生ずる要因でもあると考えられる。

2 負担感の強い教育費

親の負担感が最も強いのが教育費であることを端的に表している調査結果の例として、日本経営者団体関東経営者協会が会員企業に働く女性に対して行った『働く女性の意識に関するアンケート調査』のの結果がある。この調査の結果によると、「子育ての経済的負担が大きいと考える時期」(2つを選択する)として、「高校」(42.5%)「大学」(51.7%)の時期を選ぶ回答が多く、「0~3歳」(14.7%)「4~6歳」(4.3%)を選んだ回答はかなり少ない。また「育児において経済的負担が大変なもの」として「教育費」(58%)を挙げている回答が目立つ。このことは、育児期の親の経済的負担に占める「教育費」特に「大学期」の経済負担が大きいことを示している。

しかも、この大学教育の費用は子どもが大学に通っている間だけ問題になるのではない。子どもが大学に通っている間の親の収入で子どもの大学教育費用をまかなうことが難しいために、大学教育を子どもが受けるずっと以前から大学教育のための資金を用意していくことが必要になる。

生命保険文化センター『家族の変化と生活設計に関する調査(1985年)』⁷⁷によると、大学入学資金を意識的に準備し始める平均的な時期は入学の10年前(約8歳)であり、分布のピークは就学前の5歳からで42.1%がこれに該当する。つまり、子どもの年齢が18歳になったときに必要となる大学入学資金といえども、子どもが小学校に入学するころから意識的に蓄え始められているという状況が平均的な姿として浮かび上がってくる。

この状況は、郵便局の「学資保険」⁸⁾への加入時期を見るとより鮮明に表れている。【表2】は昭和63年度中に新たに結ばれた「学資保険」の契約状況を郵政省編『郵政行政統計年報:昭和63年保険年金編』(平成元年12月)⁹⁾に基づいて整理し直したものであるが、この表によると、「学資保険」への加入の多くは子どもが3歳未満(特に0歳)の時に行われていることがわかる。年齢ごとの新規加入割合は0歳を最高として、1歳・2歳と続く。また、小学校入学を控えた6歳の時期に「学資保険」に加入するケースも多いことがわかる。つまり、乳幼児期から学齢期においてすでに高等教育をうけるための教育資金を考えた家計支出が行われていることが分かる。

親の教育費負担が現実に最も重くなるのは、子どもが 大学に入学した時点である。全国の私立大学376校を対象 に文部省が平成4年3月付で行った『平成4年度私立大 学入学者に係る初年度学生納付金平均額100(定員一人当 たり:中間報告』によると、初年度学生納付金は前年比 3.1%増の約111万円である。文科系が平均約99万円であ るのに対して、理科系は約126万円である(医科歯科系になると約441万円)。地方から上京したりする自宅外生となると、これに下宿費用などが上乗せされる。これらの費用を即座に支払える家庭なら問題はないが、他の生活費を削って学費として積み立てたり、奨学金や何らかの教育ローンが利用されることも多い。

これらの状況等をふまえると、厚生省児童家庭局の『児童家庭施策の充実に関する有識者調査(1990)』¹¹⁷が示すように、理想の子ども数と現実の子ども数のギャップの要因として最も高い割合で指摘されている項目が「子育てにかかわる経済的負担が大きい」という点について首肯できる。

ここで、結婚とその後の家庭生活にかかわる出費の内容をあらためてまとめてみると、次のようになる。

①住居・生活準備資金

- ②結婚費用
- ③住宅費
- ④出産費
- 管育發②
- ⑥保育費・託児費
- ⑦教育費
- ⑧保健・医療費
- ⑨遊興・レジャー費
- ⑩資産形成

このうち、③住宅費、⑧保健・医療費、⑨遊興・レジャー費、⑩資産形成は、既婚者、未婚者あるいは有子家庭、無子家庭にかかわらず、共通のものであるが、子どもを持つことによって家計負担に非常に大きな影響を及ぼす。子育て家庭への経済的支援は、当然これらの共通費用への圧迫を緩やかにし、健康で文化的な、より高い水準の生活と児童の発達を保障する効果を及ぼす。とりわけ、⑩資産形成に関しては、先にふれた子育てをめぐるトレードオフの問題を解消する一助ともなりうる。また、出産、育児による退職、育児休業の間の所得の減失の影響も無視出来ない重要な要素である。

これらの共通費を除く結婚、出産、養育にかかわる家庭の出費に対しては、様々な経済的支援施策がある。先ず特に保護や所得保障を必要とする家庭、保護者に対する援助・支援制度(以下、補完的制度と言う)がある。また社会が児童の健やかな出生や成長・発達を保障するための家庭への支援制度(以下、育成的制度と言う)があるが、必ずしもまだ十分普及しているとは言いがたい。純粋に補完的制度の性格を持つもの(生活保護、母子福祉資金貸付等)を除き、今日広く社会保障及び税制、教育並びに企業を通じて進められている代表的な経済的支

網野他: (4) 家庭機能にかかわる経済的支援の展望

援施策をまとめると、【図1】の通りである。子どもの 年齢にかかわらず広く児童期を通じた施策と、子どもの 年齢段階によって支援の施策、内容が異なるものとに分 かれる。この中で最も基本的な養育支援制度が、児童手 当制度であると言ってよい。

3 児童手当制度

育児期に発生しやすいトレードオフ関係を、子育て支援の立場から支えている代表例として児童手当制度がある。すなわちこの制度は、他の支出を確保するために子育て費用が削られるという弊害を、児童手当を支給することによってできるだけ小さく抑えようとする効果を持つ。そしてこの点が、子育て支援を手当形式の現金給付で行う政策をとる大きなメリットである。

現行の児童手当制度(平成3年5月改訂、平成4年1月実施)は、しかし、特定の機関、対象、金額に限っているという前提を忘れてはなるまい。つまり、3歳未満の時期、一定所得以下といった限定に該当する子どもの養育家庭に対してのみ一人につき5000円~1万円支給されている。したがって、この範囲内に入らない家庭や子どもの養育に関しては、なんらかのトレードオフ関係が子育で費用の支出の際に生じる可能性が高い。このことの是非及び、コンセンサスが得られる範囲等については、政策策定上の重要な課題であり、今後詳細な検討を行っていく必要があると考えられる。

とくに、この制度の理念、目的からみて、今後必要とされる補完的制度から育成的制度への転換を図る上でも、検討すべき点がある。この点で、わが国と共通の社会的、経済的背景を有する欧州のいわゆる福祉先進国(英国、フランス、ドイツ、スウェーデンの4ヶ国、このうちドイツは主として旧西ドイツ)の家族手当、児童手当のうち、特に参考とすべき内容について簡単にふれたい¹²⁾。

先ず全般的に見ると、良く知られているように、何れの国も、原則として16歳未満(義務教育修了まで)を対象に、所得の多寡を問わず支給され、英国、スウェーデン、旧西ドイツでは第1子から、フランスでは第2子から支給され、多子になる程支給額は増え、その額もわが国より非常に高い。

近年とくに注目される動向は、フランス、ドイツに見られる家族支援、ファミリー・サービスの一環としての家族手当、児童手当の充実である。まず、西ドイツでは、一般の児童手当に加えて更に1986年から養育手当を創設した。これは、子どもを産み育てる上でとくに両親の経済的、精神的負担の重なる生後1年間に限って、月額最高600マルク(約6万円、7カ月以降は所得制限あり)を

支給するものであり、育児休業制度をさらに補強するものである。しかもこの間、母親のパートタイム就業も認められている。この制度は、1989年には生後15カ月まで、さらに1990年から生後18カ月までに拡大された¹³⁾。

一方フランスにおいても、ほぼ同時期に一般の児童手当(家族手当)に加え、1987年から育児親手当及び家庭保育手当を創設した。両手当は、ともに子どもが3歳になるまでの乳幼児期の間、家庭での養育を公的責任でサポートするものである。前者は、子どもが3人以上となって、それまで働いていた母親が退職してその子が3歳になるまで家庭で養育しようとする場合に、所得を補填するものであり、後者は、子どもが生まれても母親が働き続け、家庭で保育者を雇用して養育を委託する場合に、その子が3歳になるまでその費用を補填するものである。その月額は、前者が6万円弱、後者が5万円弱である¹⁴⁾。

何れの国も、わが国以上に子どものいる家庭の養育上の負担を軽減し、健全育成を積極的に考慮して、その制度を充実させてきたが、特にドイツ、フランスの育成的制度としての強化は、わが国の施策や制度の展開を考えるに当たり、示唆するものが多い。即ち、両国の制度に見られる、家族支援への積極的関与の背景をみる時、従来から積極的であった出生数の減少への取り組みとしての政策だけではなく、今日如何に児童家庭福祉施策が国民的、国家的関心となっているかをあらためて強く実感させるものがある。

III 今後の経済的支援の方向

1 社会的、公的責任とその財源

先に、出産、育児にかかわる個々の家庭の経済的負担に対する代表的な支援施策を、【図1】に示した。これらの家庭及び育児にかかわる財源の性格をみると、税法上の控除、公的補助・助成・無料化、公的融資、貸与、社会保険、年金、そして私的手当等がある。この他公的な財源としては、ここには図示していないが、保育所入所児にかかわる措置費制度のウエイトはきわめて高い。また、個々の家庭と保険会社との契約による私的保険のウエイトの高さもわが国の特徴である。これを総体的にみると、財源として国や地方自治体の補助、助成を重視する税方式を主とするもの、保険や拠出制を重視する社会保険方式を主とするものがあり、これに加えて事業所の負担や私的保険を重視する私的財源方式がある。ここでは先ず社会的、公的責任がかかわる税方式及び社会保険方式についてふれてみる。

わが国を含め広く世界のこれら経済的支援の財政をみ

る時、一般的に国民所得に占める社会保障負担の割合が 指標として用いられることが多い。しかしここでは、家 庭支援を進めるための財源と活動の主体という面から再 検討してみたい。具体的には、財源としての二つの方式 と、更に支援サービス活動としての二つの方式、即ち行 政府機関・団体(GO)のウエイトの高いGO方式、非 政府団体(NGO)のウエイトが高いNGO方式とを組 み合わせてみることにする。このNGO方式には、その うち民間の非営利団体(NPO)を主とするNPO方式 と、民間の営利団体(PO)を主とするPO方式とに分 ける必要がある。

先の4か国及び米国についてみると、スウェーデン、 米国、そして我が国は税方式に該当し、米国も敢えて分類するならばこの方式に含まれる。活動主体でみるとスウェーデン、英国、我が国はGO方式による公的責任を 重視した体制であるが、米国は税方式によってはいるものの、総体的には個人契約を基本とするNGO方式とり わけPO方式と言える。フランス、西ドイツは保険方式 に該当するが(西ドイツの児童手当制度は税方式)、活動主体でみると、フランスはGO方式、西ドイツはNG O方式とりわけNPO方式といえる。

(2) 税方式と保険方式のメリット、ディメリット 近年、税方式の国とりわけその中でGO方式体制の国 々において、この二つの方式がもたらす増加する財政負 担問題と、サービスの質の維持、向上の問題という背反 しがちな宿命を克服するための苦慮が強まっている。

英国は、国家の責任と負担による国民保健サービス(NHS)と地方自治体を主とするヒューマン・サービスの面で、PO方式の大幅な導入と個人の私費による高負担の方向が加速している。一方、高福祉高負担を原則としているスウェーデンにおいても、共通の課題を抱えている。スウェーデン型社会保障の特色は、反営利主義、平等主義であり、税方式・GO方式によるメリットを重視してきた国の典型である。先に触れた児童手当の水準の高さ等を維持する上で、国民のコンセンサスを得やすい背景は、単純に我が国と比較はできないが、しかし一層高まる国民の税負担、GO方式主導への見直しの姿勢には、従来になく厳しいものがある。

一方、フランスの児童手当制度を典型とする保険方式の国においては、拠出制による相互援助を公的な制度として国等がバックアップする体制を採っている。この体制は、財政的には一見福祉における公的責任を回避している側面が無いわけではない。しかし、先にふれたように税方式による公的な負担が極度に高まった場合の高福祉高負担の問題と、税方式ではあってもその財源が限ら

れ、給付や補助の額の維持、向上が難しく、従って私的 負担が極度に高まった場合の不公平福祉との、その両極 の矛盾を克服できるメリットがある。特に重要な点は、 このような保険方式を採用している国では、出産、育児、 老後等々の社会保障を包含して進められることである。 この点は、近年特に問題とされつつある税方式のセクト 的な限界や、GO方式による活動上の限界を、克服しや すい特長を持っていると言えよう。

例えばフランスにおいては、社会保険の実施主体の一つである家族手当金庫は、家族福祉サービスに深くかかわっている制度の一翼である。この制度が対象としている給付の範囲は、妊娠、出産、育児、入・進学、心身障害、ひとり親家庭、老人家庭等のニーズを包含している。そしてこの金庫は、単に手当の財源をプールし、これを給付する役割に留まらず、妊娠届けの受理や妊娠手当の交付、各種の保育サービスや在宅援助サービス、ホームヘルプ・サービス等、具体的な家庭支援サービスをも担っている。

2 家庭福祉保険の創設

わが国の児童手当制度が、今後有効に機能するためのあり方として、以上の税方式と保険方式の両面のメリットについて十分検討を加え、場合によっては、児童手当制度及び各種扶養手当制度をも包含した全く新しい制度を考えてもよいと思われる。即ち、税方式による公的責任の基本的部分を明らかにすると共に、保険方式による社会の責任を明記した拡大・応用部分を明らかにし、制度を再構築する方法である。具体的には、家庭福祉保険とも称すべき社会保険(以下、家庭保険という)制度の創設と言ってもよい。これは、単に児童を養育する家庭のみではなく、生涯に渡る家庭機能の安定に寄与するものとし、高齢者福祉、老人扶養・介護の施策、制度と連動してもよい。ここでは、家庭養育機能に焦点を当てた家庭保険のあり方についてふれたい。

先ずその理念と目標であるが、国民(成人)はすべて 児童の育成に関してその責任と義務を負っており(「児童福祉法」第1条、第2条)、その理念を実現する上で 今後の総合的な家族支援サービスの一翼を担い、ヒューマン・サービスとこの財政的支援サービスとが両輪となって機能するものである。従って、家庭保険制度の目的は、この理念に基づき社会が児童の育成の第一の基盤である家庭教育機能を安定させることにある。

被保険者は、原則としてすべての成人とするが、被用者、自営業者、自由業者は加入を義務づけられ、その他の成人は任意に加入できる。保険財源は、税方式と保険

方式の連動による場合は、補完的制度によるもの及び基本的部分は国が負担し、拡大・応用部分は地方自治体、 事業主、被保険者が負担する。保険方式のみの場合は、 健康保険、年金保険等と同様な社会保険制度の仕組みと なろう。いずれにしても、家庭保険の給付、サービスの 提供を行うための、公的性格を持った公庫、基金等を設 置する必要がある。

さて、この保険の具体的適用は、児童餐育の第一義的な責任を負う両親(将来の両親を含む)、ひとり親その他保護者が、結婚、出産、育児を通じて、経済上なんらかの相当の又は過度の負担を抱えたり、経済的危機にあると判断された時であり、その場合に保険金またはサービスを受給することができる。内容としては、II-2に掲げた①~⑩の費用及びこれに加えて⑪所得の減失の保障の下記に記す11の内容である。

- ① 住居·生活準備資金
- ② 結婚費用 (結婚に関する給付の他、結婚祝い金等 を含む)
- ③ 住宅費 (家賃等の他、有子家庭の優先入居サービ ス等を含む)
- ④ 出産費(出産に関する給付の他、哺育費、出産祝金、助産・産褥期サービス等を含む)
- ⑤ 養育費(育児手当、各種育児・看護サービスの他、 障害児、ひとり親家庭等の場合の特別手当を含む)
- ⑥ 保育費・託児費(保育・託児に関する給付の他、 各種保育サービスを含む)
- ⑦ 教育費(入進学支度費用、入学金、授業料等の他、 入学祝金を含む)
- ⑧ 保健・医療費(乳幼児医療、保健費等の他、育児 相談料、保健指導料等を含む)
- ② 文化・レジャー費(家族旅行費、教養文化費の他、 家族休暇サービス等を含む)
- 00 資産形成(住宅ローン一部負担等)
- ① 所得の減失の保障(結婚退職―時金、育児休業手当・育児休暇・育児時間保障等)

従って、非婚者、無子家庭は、家庭養育機能にかかわる保険の受給の機会はなく、むしろ児童育成上の責任を負う意味で、保険金を支払うこととなる。しかし、広く生涯に渡る家庭保険が創設された場合には、老後の多くの保障をうけることができる。

3 公的保険と私的保険の連動

この公的保険制度に対し、生命保険及び損害保険等の 私的保険が非常に普及していることも、我が国における 大きな特徴である。近年、この任意制の保険契約額はな お増大の一途を辿っており、人の生死や偶然の事故に際して経済的に補填するシステムは、生活の隅々にまで行き渡っている感がある。その背景として、我が国における上述の公的扶助や社会保険等の社会保障制度が十分に整備されていないことがしばしば指摘されている。確かに、国民一人当たりの社会保障費の割合は、先にあげた欧州の4か国及び米国よりも低い。このため、貯蓄志向即ち私的保険や預貯金への志向が高いとも言われる。しかし、我が国における国民性や文化が、納税等による公への貢献よりも、自己負担による私的解決を好む傾向が貯蓄志向と結び付いているように思われる点も否定できない。

この私的保険の分野は、今日の家庭機能と深く結びついている。家庭養育機能に限ってみても、生命保険中の生存保険には、貯蓄保険、子ども保険の領域があり、教育・就学資金、結婚資金等の準備に活用されている。また、預貯金制度においてもこれと同様のものが広がりつつある。

これらの私的保険の一層の普及が私的レベルでの家庭 機能の安定、強化に寄与していること、また我が国にお ける貯蓄志向の高いということを勘案する時、公的保険、 私的保険、貯蓄との連動性に高い関心を向けることは一 考の価値があるように思われる。

本来、公的扶助や公的保険等の社会保障は、基本的な 最低限度の健康で文化的な生活水準を保障するためのも のであり、私的保険や預貯金等の私的保障は、その最低 限度のレベルを超えた健康で文化的な生活水準の確保を 志向する動機から生じているものである。今や我が国の 基本的最低限度の水準はきわめて高くなったことは否定 できない。むしろ問題は、その生活の基盤となる家庭機 能、特に「あたり前の」家庭生活をする上でそれを享受 しやすい人々や家庭と、子どもを持つ家庭や母子家庭、 経済的保障を欠いた高齢者家庭等とが経済的格差を生じ やすい状況が増大しているところにある。従って、平均 的には世界でもトップ・レベルに達した総生産や総所得 の分配を、公平化する方法の一つとして、公的保険と私 的保険の一部との連動制を図ることは、真に豊かな福祉 国家政策をすすめる上で重要なことであろう。即ち、上 述した家庭保険制度に、私的保険(場合によっては貯蓄 を含む私的保障)のシステムを包含させ、公的保険の部 分を強制加入とし、私的保険の部分を任意加入として、 その運用の基盤を強化するとともに、創意ある弾力性あ る支援サービスを展開させるようにできないであろうか。 私的保障を志向する人々や私的保険に従事する事業体が、 社会保障的観点から、家庭支援への認識と理解を示し、

その協力者として、またその受益者として国民的コンセンサスを作り上げていくことが重要であると思われる。

4 サービスの受け手と児童の主体性

こともある。

子育てに伴う費用として、最も負担感の強い項目として教育費(特に大学教育を受けるための費用)があり、そのことについては前で述べた通りである。この部分を支援するための支援策として、各種の学費融資・貸与制度がある。

学費融資制度に共通している制度上の特徴として、融 資を受ける際に、親が融資の受け手になるか、もしくは 連帯保証人として親などの承認が必要なことが挙げられ る。つまり、子どもが自分の判断のみで教育費を確保す ることは出来ないという仕組みになっている。このこと は、営利を目的とした民間金融機関の教育費融資制度だ けではなく、「生活福祉資金」、「母子福祉資金」、 「日本育英会奨学金」のような公的性格が強い融資制度 においても同様である。民間金融機関の場合には、貸し 出し対象者に対する経済的信頼度が貸出金利を決める大 きな要因の一つになっているのであるから経済力に乏し い子ども本人が融資の受け手になれないのは当然である。 しかし、公的性格が強い制度においても、融資の受け手 として親が設定されていたり、親の所得が高ければ奨学 金が受けられなかったり、連帯保証人として親の印鑑が 必要になっていることに対しては、疑問の声が聞かれる

公的な教育費融資制度と親の責任とのこの関係は、 「高等教育の費用は親が負担するのが当然である」こと を暗黙のうちに社会的に認め、制度運用上の前提にして いることの表れであると考えられる。この前提が不可欠 なものであるかどうかについては意見の分かれるところ であろう。しかし、髙等教育を受ける為の費用を本人の みで確保することが難しく、何らかの形で保証人として の親の承認が必要なことは、高等教育を受ける子どもに 対してなんらかの影響を与えていると考えられる。たと えば、18歳になっても自分の進路を自分で決めにくいこ とや、大学をレジャーランド化しがちであることなどは、 本人の名義と責任で学費を確保することが難しい現在の 日本の教育費融資制度と深い関係があるように思われる。 このことは、高等教育を受けている間だけの問題ではな く、思春期以降の発達にも影響を与えている。この思春 期以降における発達課題には、親からの自立や意思決定 能力の向上等がある。しかし、「親がお金を払っている のだから、親の言うことを聞きなさい」という言葉(陰 に陽に)がこれらの課題に子どもが取り組んで行くチャ

ンスの芽を摘んでしまうことも多い。このことは、背年 期以降の発達課題や老親扶養の問題にも影響を及ぼして いることが予想される。

「児童の権利に関する条約」第5条で示されている 「児童の能力に応じた方法で」親等が「指示及び指導を 行う」ことについて、下村哲夫は「子どもは、成長と発 達の場である家庭において、まったくの依存的状態から、 やがて一人の市民にまで成長する。親の指示ないし指導 権は、その過程で次第に比重を減じていくことになろう。 親の指示ないし指導権なるものも本来子どもの成長と発 達のためのものである」¹⁵⁾と指摘している。いわゆる子 どもから大人に変わっていく制度上の分岐点としての14、 15歳~17、18歳の時期に、必要に応じて親などとの相談 を経て自分の進路を自分の判断で決定しうるだけの条件 を整備して見守ること、それは放任ではなく、この年齢 の子どもに対する親を含めた社会の責任である。このこ とは、この条約が重視している権利の主体としての児童 という視点からもとらえなおす必要がある。具体的には、 子ども自身の判断で教育費を確保しうる奨学金制度16)の 創設によって、学費に関する経済支援と思春期以降にお ける発達支援の双方を目指していく必要がある。

これらの前提として最初に示したように、子育で期の 親世代は子育で以外の大きな課題をいくつも抱えている。 子育では人間の営みとして重要なものであるから「子育 てに関する費用を親が削るとは考えられない」と考える 人も多い。確かに、一面を物語ってはいるが、各課題相 互間にトレードオフの関係が生じやすいことも事実であ る。したがって、子育で期における親の経済的負担につ いて考えていく際には、子育で以外にどのような課題を 親が抱えているのか及び、そのことが子どもの成長にど のような影響を与えるのかという点について検討してい くことも必要である。

さらには、このような視点から、「公的年金における 拠出額と給付可能額のバランスが子育て期の支出にどの ような影響を与えるのか」、「住宅取得費と子育てとの 関係」、「子育てに伴う支出の一部に税控除制度を導入 した場合の効果」、「子育て費用の確保を社会保険制度 で目指した場合の影響」等に関する詳細な検討も今後進 めていかなくてはならないであろう。

本研究は、平成3年度厚生科学研究費による家庭・出生問題総合調査研究「家庭機能に関する研究:家庭養育機能及び家庭に対する社会的・公的支援に関する研究」の一環として行ったものである。

【表1】末子にかかる一か月当たりの平均金額

(単位:百円)

	衣類・バック等	学校教育費	育 学校外教育費	な習い事・殺古事	復な・レジャー	ひやねら	** ?	おもちゃ	子どものための預貯金	子どものための保険	含
乳幼児	48	9	2	9	23	0	14	9	51	50	206
保育園児	65	169	19	9	29	3	21	15	90	47	458
幼稚園児	43	186	21	43	38	1	20	8	54	72	486
小学校1~3年生	4?	58	34	69	58	6	55	8	53	57	412
小学校4~6年生	45	49	95	70	44	14	28	6	61	57	469
中学生	64	73	141	36	50 [°]	24	32	1	61	51	597
高校生	98	252	52	22	43	67	28	8	95	79	736

野村総券『第2回家計と子育て費用調査』(1991年8月)22頁 に若干手を加えた。

高校生以下の子どもを持つ首都圏に住む主婦が調査対象。

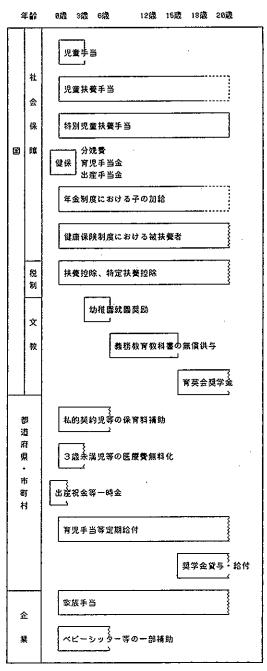
【表2】 郵便局「学資保険」被保険者年齢別新規契約状況

(昭和63年度)

4	当該	学資係	(除合計	18歲満期学資保険			
a a	10人(加入率	加入額	加入率	加入額		
(<u>ģ</u>	(万人)	(%)	(万円)	(%)	(万円)		
8	130.8	30.08	177.38	22.37	187.87		
1	135.3	13.56	159.21	9.73	177.05		
2	137.7	7.07	140.10	6.59	154.32		
3	141.4	6.29	129.50	4.69	141.13		
4	147.4	5.66	122.88	4.30	132.70		
5	149.1	5 06	119.19	3.89	128.85		
6	149.6	9.86	117.21	7.74	126.39		
7	151.6	4.83	110.20	3.68	119.59		
8	158.5	4.08	104.17	3.07	112.56		
9	162.5	4.47	100.26	3.21	106.94		
10	169.5	5.39	92.55	3.61	100.27		
11	174.0	3.88	98.20	3.88	98.20		
12	182.9	6.26	93.81	6.26	93.81		

郵政省編『郵政行政統計年報:昭和63年保険年金編』 (平成元年12月)の各データより算出した。

【図1】児童の養育等に関する経済的支援策の概要



元厚生省児童家庭局企画課児童環境づくり対策室社会保障専門調査員 入江敏之氏が作成した図に若干手を加えた。

<引用文献及び註>

- 1) 厚生省人口問題研究所『第9次出産力調査報告(第2 報告書):結婚と出産力に関する全国調査:独身青年 層の結婚観と子供観]』(1989年)。
- 2) B I Cブライダル『1991年版BB白書』(1991年)。
- 3) この時期を下夷は「資産形成期としての子育て期」と 表現した上で、「その後のライフステージを左右する 極めて重要な位置をしめる」と指摘している。下夷美 幸「現代の家計と子育て」『子ども家庭福祉情報』第 2号(日本総合愛育研究所、1991年)p.13。
- 4) 総支出可能額に限界があるので、一方の支出を増やせば他方の支出を切り詰めなければならない関係。通常は、同時には達成できない目標相互間に発生する課題であるが、ここでは、その目標達成を家計支出額に置き換えて用いている。
- 5)横山美佳子「幼児教育市場の拡大」『子ども家庭福祉 情報』第4号(日本総合愛育研究所、1992年)p.38。
- 6)日本経営者団体連盟関東経営者協会『働く女性の意識 に関するアンケート調査』(1991年)。関東経営者協 会の会員企業で働く有子就労女性(年齢は特定してい ない)がこのアンケート調査項目の対象者である。
- 7)生命保険文化センター『家族の変化と生活設計に関す る調査』 (1985年) 。
- 8) この「学資保険」は、子どもが被保険者、親が契約者となって加入し、保険期間内に契約者が死亡したり重度障害にあった場合にはそれ以降の保険料拠出が免除されるとともに学資が給付される。また、契約者の事故とは関係なく、子どもの年齢に応じて祝い金が支給される。したがって、学資負担者を対象とした生命保険としての性格と学資を貯蓄していくという性格の両方を持っていると考えられる。この点で、生命保険会社が行っている子ども保険とほぼ同じ仕組みである。

社会調査研究所が行った『第13回育児用品に関するおたずね』(1991年)によると、3歳未満の子どもの約70%がこの種の保険に入っており、そのうちの約56

- %が郵便局の「学資保険」に加入している。
- 9) 郵政省編『郵政行政統計年報:昭和63年保険年金編』 (平成元年12月)。平成元年度版及び平成2年度版が 既に公刊されているが、被保険者の年齢が統計上5歳 刻みに集計されているので年齢ごとの差が不明瞭であ る。このため、少し古いが昭和63年度版を採用した。
- 10)個々の学生が納めた額を基にしたうえで、平成3年度の入学定員数を用いて加重平均した値。
- 11) 厚生省児童家庭局『児童家庭施策の充実に関する有識者調査』(1990年)。
- 12) 柏女霊峰「子育て支援3本柱国際比較」『子ども家庭福祉情報』第3号(日本総合愛育研究所、1991年)。
- 13) 網野武博「家族政策と児童青少年対策」社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』(東京大学出版会、1989年)。
- 14) 都村敦子「家族給付」社会保障研究所編『フランスの社会保障』(東京大学出版会、1989年)。
- 15) 下村哲夫編著『児童の権利条約:21世紀を新 [子どもの世紀] に』(時事通信社、1991年)P.112。
- 16) 日本育英会の奨学金制度は、本人名義で奨学金を受け ることが出来るという点において、この条件を一部か なえるものではある。しかし、親が連帯保証人になる ことを承諾しなくては日本育英会から奨学金の貸与を 受けることが出来ないという欠点を持つ。これは、奨 学金の受け手である本人が、将来、返済可能な所得を 得ることが出来るか否かの保障がないこと、及びフリ ーライダーの発生をできるだけおさえることを目的と して行われていると考えられる。しかし、これらの問 題点は、奨学金返済の最終責任を保険制度の形で確保 したり、公的性格を有する機関がこの保険に対して一 部助成を行うという形で対応しうる。また、フリーラ イダーの問題に対しても、充分な所得があるのにもか かわらず奨学金を受けた本人が返済を拒否した場合に は、本人の所得から強制徴収する方法を最終的に用意 しておけば、本人の返済義務が明確になりやすい。